

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年6月12日

福島県知事 殿

提出者



住 所 福島県会津若松市鶴賀町1番1号

氏 名 一般財団法人 温知会
理事長 南 嘉輝

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0242-25-1515

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	一般財団法人 温知会 会津中央病院
事業場の所在地	福島県会津若松市鶴賀町1番1号
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	中分類 医療業 小分類 病院
②事業の規模	診療科目30件、病床数713床
③従業員数	953人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療現場 → 感染性廃棄物 → 中間処理委託（焼却） " → 最終処分委託（埋立）

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・廃棄物担当役員（病院長）
- ・院内感染対策部門：廃棄物に関する管理運営の検討
- ・特別管理産業廃棄物責任者（看護部長）：廃棄物処理方針・管理規定の策定、各種事項の決定、承認
- ・廃棄物担当（施設課）：廃棄物処理施設の維持管理、処理計画の運営、電子マニュフェストの運用
廃棄物担当役員（病院長）
 - | 院内感染防止対策部門
- 特別管理産業廃棄物責任者（看護部長）
 - | 総務部・財務部・業務部・経営管理部・医療部・副診療部・看護部
- 廃棄物担当（施設課）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	144.52 t	t
①現状	(これまでに実施した取組) 排出減の取組を試みたが、感染防止を優先するため診療にて多くの使い捨て材料が使用された。		
②計画	【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物 排出量 140 t t (今後実施する予定の取組) 医療現場との協議を行い、廃棄方法の工夫により発生量の抑制を図る。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類によって専用ポリ容器、専用ダンボール容器に分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は現状の分別方法通りとしている。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2023年度）実績】				
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t		t		
	(これまでに実施した取組) 医療廃棄物の再生は、感染の問題及び熱による変形が起こるため再生は難しい。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t		t		
	(今後実施する予定の取組) 感染の問題があり現状の通り進めていく。					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t		t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t		t	
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t		t	
(今後実施する予定の取組)					

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行ふ 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 2023 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	144.52 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 適切に処理されているか確認している。		

(第5面)

【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
全処理委託量	140 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
再生利用業者への 処理委託量	0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
②計画 (今後実施する予定の取組) 再生利用の可能性が低いため、今のところ他の処理業者への委託は検討していない。	
【前年度（2023年度）実績】	
特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	144.52 t
電子情報処理組織の使用 に関する事項 	(今後実施する予定の取組等) 引き続き電子マニュフェストを使用する。
※事務処理欄	

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。